

山口刑務所



山口刑務所は、収容定員547名（未決97名、既決450名）の男性受刑者等を収容する刑務所で、総合訓練施設（全国に7施設）の一つに指定されており、26歳以上かつ執行刑期が10年未満で、犯罪傾向の進んでいない者を主として収容している施設です。

※総合訓練施設とは、他の刑事施設に収容されている受刑者も移送により受け入れて、職業に関する免許若しくは資格の取得又は高度な職業的知識及び技能を習得させる職業訓練（専門職業訓練）を実施する施設です。

活動内容

山口刑務所では、受刑者に矯正処遇として刑務作業を行わせるとともに改善指導及び教科指導を行っています。

改善指導及び教科指導は、受刑者に対し、犯罪の責任の自覚や社会生活に適應するのに必要な知識の習得、社会生活の基盤となる学力の付与を目的として実施しています。

さらに近年、再犯防止の観点から、就労支援と福祉的支援を特に重点的に実施しています。

【就労支援】

受刑者の釈放後の就労をあらかじめ確立させることは、釈放後の生活基盤を確立するとともに、その再犯を防止し、円滑な社会復帰及び改善更生を図るために極めて重要なことから、受刑者に対して就労支援を実施しています。

【福祉的支援】

親族等から適切な援助が受けられず、高齢であるため又は障害等を有するために社会内で自立した生活を営むことが困難な受刑者等に対し、出所後に福祉サービスを円滑に利用できるようにするため、関係機関と連携して必要な調整を行い、出所後の支援につなげています。

連絡先

〒753-8525

山口市松美町3番75号

TEL 083-922-1450

FAX 083-934-1136